

町野委員意見

「報告書」に対する意見

町野 朔（上智大学法学研究科教授）

1. 治療クローニング基礎研究開始の条件と「モラトリアム」

人クローン胚から樹立したES細胞（報告書の用語では、SCNT-ヒトES細胞）を、in vitro で臨床研究に用いるためには、その科学的有効性と安全性を慎重に検討しなければならない。その確認がなされるまではモラトリアムが必要である。だが、臨床研究の前に基礎研究をin vitro で始めることには、このような意味でのモラトリアムは不要である（町野朔『最終報告書素案作成に向けての意見書』[第32回生命倫理専門調査会・資料3]39頁）。臨床研究という第2の角の前にある、基礎研究という第1の角を曲がることを認めた報告書は、そのためには、現在これを禁止している特定胚指針を改正するとともに、未受精卵の入手方法の規制、個別的倫理審査体制の強化などを含めた基本的枠組みを作ること、総合科学技術会議を中心とした科学的検証を行う体制の整備が必要であるとした。現在禁止されている研究を新たに解禁しようとするのであるから、このような制度的な手当は当然必要となる。

報告書は、それ以上にモラトリアム解除の条件をつけることはしなかった。これは、アメリカ大統領委員会報告書（2002年6月）が、人クローン胚という人間の生命を研究目的で作成し最終的に棄滅することを認めるためには、十分な科学的証拠の蓄積とヒト胚研究一般の倫理性に関する社会の民主的議論が必要であり、科学と社会の契約を確認できるようになるまで4年間のモラトリアムが必要であるとしたのとは、かなり異なる態度である。

生命倫理専門調査会では、治療クローニングは絶対・永久に許されないという意見が主張されたことはなく、「何事にも例外はある。しかし、例外を認めるのには慎重でなければならない」という類の意見が強かった。大統領委員会が問題とした「研究目的でヒト胚を作ることは許されない」という「道德の限界線」は、日本の生命倫理専門調査会では、慎重にか、気が付いていないうちには知らないが、すでに乗り越えられていたのである。二つの報告書の結論の相違は、このような生命倫理の基本の差異に由来する。

私は、「人クローン胚の作成・利用に関する暫定的結論の提案」（第35回生命倫理専門調査会[6月23日]において薬師寺会長が提出したもの）が「モラトリアム」を提案したことは、大統領委員会報告書におけるそれと同様のことを要求するという誤解を与えるものと思い、その提案に沿って報告書をまとめることは了解するが、少数意見をつけさせていただくと発言した。しかし、その具体的内容は、もともとモラトリアムとはほど遠いものであり、「モラトリアム」ということば自体も報告書からは姿を消している。私は、現在では報告書のこの結論に賛成する。

2. ヒト受精胚作成とガイドライン規制

報告書は、ヒト受精胚の研究目的での作成・利用は、生殖補助医療研究でのそれに限って認めることとし、その規制については、ES指針と同様の、法律に基礎のない、従って刑罰などによる法的強制力を有しない行政的ガイドラインを作成すべきだとした。私は、産科婦人科学会が現在より倫理審査体制を強化して、これまでと同様に、その「会告」によって会員の研究を自律的に規制すべきであるが、それが無理ならば行政的ガイドラインもやむを得ない、しかし、そのときにも第1段の審査を産科婦人科学会に委託すべきである、としていた（町野朔『報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」に関するメモ』[第37回生命倫理専門調査会・参考資料4]）。報告書は後者の提案も明示的には採用しなかったのであるが、医療プロフェッションの自律性を審査の体制に組み込む工夫は、私の提案した形態とは異なっているにしても、これからのガイドライン作成に当たっても続けられるものと期待している。

これに対して、報告書が法律による規制を退けたのは正当である。それは、「法律で規制することは理想だが実現が困難であるので、当座はガイドラインによる」ということなのではない。現実が必要とされていないのに、法律で科学者を縛り上げ、処罰するのは有害・無益であるという、当然の理によるものなのである。報告書が、「当ガイドラインの遵守状況等を見守りつつ、国は新たな法整備に向けて、今後とも引き続き検討していくものとする」としているのも、生命科学技術によって社会の基本的価値が侵害されることなく人々の幸福が守られているかを冷静に見ながら、規制の方法を考えていくという意味である。これに対して、「重大な倫理原則は法律で宣言し、人々に強制しなければおさまらない」とすることは、権威主義的な法実証主義の現れであるばかりでなく、何よりも、自律的規範である倫理の本質的価値を貶めるものでもある。

3. 生命倫理の基本概念とヒト胚

この報告書は、「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討」（クローン技術規制法附則2条）のためのものである。しかし、「受精胚」ではない人クローン胚を検討の対象にし、報告書の表題もそのようなものになった。これは、両者とも「ヒトの生命」であり「人の萌芽」としての価値を持つこと（「人の生命の萌芽」という表現が不正確であることについては、町野朔『最終報告書素案に向けた意見書』[第32回生命倫理専門調査会・資料3]37頁参照）については相違がないという正当な認識によるものであった。

また、「ヒト胚倫理教科書」のような抽象的で不毛な議論を止め、ヒト胚取扱いの具体的な問題に焦点を合わせたことも妥当であった。そして、時間が限られていたこと、対応が焦眉の問題であったことから、ヒト受精胚の研究目的での作成、治療クローニングだけを取り扱うことになったのも、妥当であったと思われる。これによって、後者の倫理的問題の主要部分はずでに前者の中にあることが理解されることになったのである。

他方では、生命倫理のキーワード、特に「人間の尊厳」の内容は最後まで不

明確であり、ヒト胚の作成・使用がいつ許されるかについては、考え方の筋道すら明らかにされなかった。議論の時間だけは十分にあったが、議論の内容が不十分であり、徒に時間を空費したのである。その責任は専門調査会の委員全員が負うべきものであり、「生命倫理専門調査会では議論が尽くされなかった」「裁決は不当である」などと非難して、責任を免れることが許される筋合いではないと思われる。今後の生命倫理専門調査会に求められていることは、今回の経験を糧とした徹底した検討である。これからも、生命倫理専門調査会委員の倫理的責任は極めて重いものがある。